

日本電産コパルグループ
グリーン調達基準書
第4.0版

2019年10月1日

日本電産コパル株式会社

改定履歴

改定 No.	制定・改定内容	制定・改定日
第1版	新規制定	2009年12月1日
第2版	改定 禁止物質・禁止時期追加、記載修正等実施	2011年7月29日
第3版	物質リストを外部化、提出書類見直し他	2013年7月1日
第3.1版	代表取締役変更、問合せ先変更	2014年8月28日
第4.0版	改訂履歴の位置を変更、目次の項目Ⅷまでに変更 P1: 代表取締役変更 P2: AIS から chemSHERPA へ変更 P3: MSDS → SDS に変更、提出資料: AIS から chemSHERPA へ変更 P3: 関係書類の提出に「紛争鉱物調査シート CMRT (すず、金、タンタル、タングステンを含有する部品、材料を納入する場合) 顧客要求により JAMA シートのご提出を依頼する場合があります。」追加 P5: 「サプライヤの管理」追加 P5: RoHS6 物質 → RoHS10 物質に変更 提出資料 chemSHERPA、紛争鉱物 CMRT 追加 P7: 均質物質の説明見直し、JAMP → chemSHERPA の説明に変更 紛争鉱物の説明追加 問い合わせ先変更 P8: 非含有証明書 MSDS → SDS、重量 → 質量 に変更 P9 記入例、文字が見えなかったところを修正	2019年10月1日

目次

I	日本電産コパル株式会社 環境憲章	P1
II	本基準書の目的	P2
III	適用範囲	P2
IV	グリーン調達基準	P2
	1. グリーン調達活動	
	2. 「グリーン調達基準」の位置付けについて	
V	お取引先への要請	P3
	1. 関係書類の提出	
	2. 運用方法	
	3. 各材料と提出資料一覧	
	4. 図面表記	
VI	用語の説明	P6
VII	環境管理物質リスト	P7
	環境管理物質付属書	
VIII	提出様式	
	環境管理物質非含有証明書	P8
	(上記の記入例)	P9

日本電産コパル株式会社 環境憲章

環境理念

地球環境の保全が、世界の繁栄と人々の幸福のために貢献することを認識し、生産活動のあらゆる面で積極的に、経済の発展と環境の調和に努め、持続可能な循環型社会の実現に向けた活動を行う。

基本方針

1. すべての事業活動において、廃棄物の削減・環境負荷の極小化を図り、環境の保護に努めます。
2. 製品の企画、開発、設計、の各分野において、省資源・省エネルギー・リサイクル性などを考慮した製品を提供します。
3. 環境関連の法律、規制、条例などを遵守し、一層の環境保全に努め地球との共生に向けて進みます。
4. 大気、水、土壌の法律・条例を遵守し、緑の育成保護に努めクリーンな地球環境の維持をします。
5. 自主基準を制定し、常に環境負荷の継続的改善と維持管理に努めます。
6. 製品の開発・設計、生産、販売、廃棄、に至る製品のライフサイクルを通して、環境保証活動を展開し、事業活動の中で地球温暖化防止に努めます。
7. 社員一人ひとりの環境保全意識を向上させるため、全社をあげて教育・啓蒙活動を行います。

日本電産コパル株式会社

代表取締役社長 和田 正一

II 本基準書の目的

本グリーン調達基準書は、日本電産コパルグループが購入する調達品（部品、部材、製品、包材および副資材）並びにそれらの調達に関する基準を定めることを目的としています。

III 適用範囲

日本電産コパルグループに納入される原材料・部品・製品及び副資材（潤滑剤、接着剤、インク、無鉛半田等）、梱包資材は、この基準に沿って調達されます。

IV グリーン調達基準

1. グリーン調達活動

グリーン調達活動は当該「グリーン調達基準」に基づいて「グリーンお取引先」から「グリーン部品」を優先的に購入して参ります。

(1) グリーンお取引先

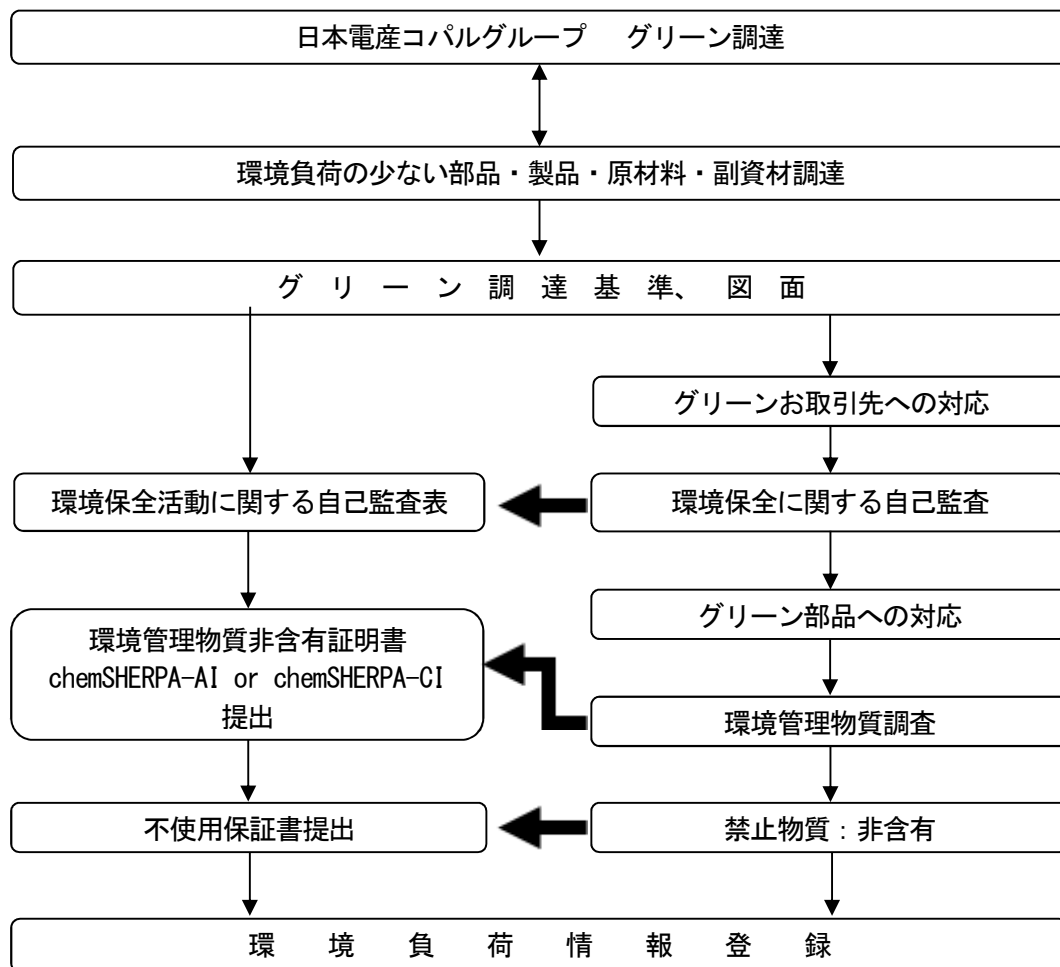
環境管理活動に取り組んでいる、エコステージ、エコアクション、或いは環境マネジメントシステム ISO14001 を構築し認証取得しているお取引先。

(2) グリーン部品

調達品が環境管理物質を含まないこと。ただし、環境管理物質に規制値が設定されている場合は含有量が規制値未満であり、含有量情報が提供されること。
環境管理物質とその制限値は「環境管理物質付属書」に定めます。

2. 「グリーン調達基準」の位置付けについて

本基準の位置付けを以下の図に示します。



V. お取引先への要請

1. 関係書類の提出

部品、製品及び副資材の環境管理物質を管理し、納入品がグリーン調達基準を遵守されていることを証明する為、量産試作又は量産初ロット時の新規部品に対し下記書類をご提出下さい。

環境管理物質非含有証明書

ICP データ【注】

SDS 又は成分表

chemSHERPA-AI ファイル、chemSHERPA-CI ファイル、SVHC 含有情報報告書のいずれか1つ。

紛争鉱物調査シート CMRT（すず、金、タンタル、タングステンを含む部品、材料を納入する場合）

顧客要求により JAMA シートのご提出を依頼する場合があります。

- (1) 環境管理物質非含有証明書に納入品の図番・名称・材料/表面処理、部品重量（表面処理等がある部品は、均質物質ごとの重量を記入）を記入し、それに該当する SDS と ICP データの管理番号を記入して下さい。（提出書類及び記入例参照）
- (2) 納入品が複数の部材より構成されている場合は、各部材毎（均質物質）の名称を記入し、上記（1）と同様に記入して下さい。
- (3) 化成処理、アルマイト及びチッカ処理等は、材料と処理皮膜を物理的に分離出来ないため、SDS は材料と処理剤、ICP データは材料単体と材料+処理皮膜のデータを提出して下さい。
- (4) メッキ、塗装及び接着剤等は最終状態即ち皮膜状態、固化状態での ICP データを提出して下さい。
- (5) 4M 変更で材料が変わる時は、4M 変更届けと一緒に SDS ・ ICP データ ・ chemSHERPA ファイルも提出して下さい。
- (6) 快削黄銅棒（C3602、C3604 等）は、「ミルシート」も提出して下さい。
（カドミニウムの分析値記載により、RoHS 対応材を使用していることを確認する為）
- (7) ICP データ報告書には、下記事項を記載して下さい。
 - ① 名称：納入品の名称が分かること
 - ②前処理方法：「完全溶解」の記述も明記
 - ③測定方法、使用した測定器名
 - ④測定者名、責任者名、分析機関
 - ⑤測定日
 - ⑥測定結果：検出限界以下（N. D.）の場合、定量下限値の記載があること
 - ⑦測定フローチャート
 - ⑧ その他
弊社顧客要求により測定日が1年以内、ISO/IEC 17025 認定済みの分析機関で分析した ICP データのご提出をお願いする場合がございます。
また、顧客要求により1年に1回、測定日が1年以内の ICP データのご提出をお願いする場合がございます。

1-2. 新規お取引様が新規取引契約開始時に提出する書類。

- (1) 不使用保証書
- (2) 環境保全活動に関する自己監査表
- (3) 化学物質調査票

2. 運用方法

(1) グリーンお取引先（自己監査）

環境マネジメントシステムの構築は、国際規格 ISO14001、エコステージ、エコアクション等の第三者認証取得を原則としますが、環境保全をお取引先独自で構築されている場合も、要求事項に適合と致します。

適合 : ISO14001などの第三者認証を取得している場合 : 30点

準適合 : 第三者認定機関の認証がなくても、下記要求事項が構築されている場合は適合と致します。

- ① 環境方針が設定され全従業員に周知徹底されている。
- ② 省資源・省エネルギー・廃棄物などいずれかの削減計画がある。
- ③ 弊社のグリーン調達基準に同意され、自己監査の評価点が50点以上であること。

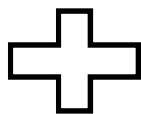
(2) グリーン部品（環境管理物質調査）

環境負荷の少ない部品、製品、原材料。

環境管理物質一覧表などにより使用禁止物質が納入されない仕組みになっているお取引先から購入します。

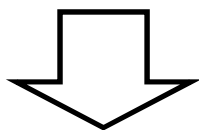
グリーンお取引先
環境保全活動を積極的に推進しているお取引先からの調達（自己監査）

日本電産コパルグループは、環境保全活動が継続的に推進できる仕組み（例：環境マネジメントシステム）が構築されているお取引先から調達します



グリーン部品
環境負荷が少なく有害物質を含まない材料・部品・副資材の調達（環境管理物質調査）

日本電産コパルグループは、本調達基準で定める有害物質（RoHS 規制 10 物質など）を含まない材料・部品・副資材を納入できるお取引先から調達します



日本電産コパルグループの
グリーン調達基準に適合

(3) サプライヤの管理

お取引様はお取引様のサプライチェーンにおける環境管理物質の混入の可能性があるか確認をお願いします。混入の可能性が有る場合は混入防止対策をサプライチェーンに要求し、実施状況の確認をお願いします。

3. 各材料と提出資料一覧

	材料名	ICP データ (注 1)			SDS または 成分表	(注 4) chemSHERPA AI または CI	ミル シート	紛争鉱物 CMRT
		RoHS 対象物質		ハロゲン 物質				
		4 物質	10 物質					
無 機 材 料	金属材料	○	—	—	○	○	○ (注 2)	○ (注 5)
	ガラス、セラミック等	○	—	—	○	○	—	—
	メッキ、アルマイト、 化成処理	○	—	—	○	○	—	○
	無鉛半田	○	—	○ (注 3)	○	○	—	○
	その他	○	—	—	○	○	—	○
有 機 材 料	プラスチック	—	○	○	○	○	—	—
	ゴム	—	○	○	○	○	—	—
	潤滑剤	—	○	○	○	○	—	—
	接着剤	—	○	○	○	○	—	—
	塗料	—	○	○	○	○	—	—
	インク	—	○	○	○	○	—	—
	テープ・粘着テープ	—	○	○	○	○	—	—
	撥油処理剤	—	○	○	○	○	—	—
その他	—	○	○	○	○	—	—	

注 1) 注) 4 物質 : Pb (鉛), Cd (カドミウム), Hg (水銀), Cr+6 (六価クロム) の RoHS 有害 4 物質
 10 物質 : 上記 4 物質と PBB (ポリ臭化ビフェニル), PBDE (ポリ臭化ビフェニルエーテル), DEHP (フタル酸ビス), DBP (フタル酸ジブチル), BBP (フタル酸ブチルベンジル), DIBP (フタル酸ジイソブチル) の RoHS 有害 10 物質
 ハロゲン物質 : イオンクロマトグラフィーによる塩素及び臭素の分析データ

注 2) 快削黄銅棒 (C3602, C3604 等) のみ「ミルシート」を提出して下さい。

注 3) 無鉛半田中のフラックスが対象。

注 4) SVHC 含有情報報告書でも可。

注 5) すず、金、タンタル、タングステンを意図的に含有している部品、材料が対象。

4. 図面表記

顧客要求により図面上の基準値が本グリーン調達基準書（環境管理物質一覧表を含む）よりも厳しい値になる場合があります。その場合は図面表記の値を優先します。

図面中に下記表記がある場合の対応。

「環境物質管理対象」

図面、仕様書等に「環境物質管理対象」が押印、印字されている場合、本グリーン調達基準書（別紙、環境管理物質一覧を含む）記載の基準が適用されます。

「ハロゲンフリー」

図面、仕様書等に「ハロゲンフリー対応のこと」と記載されている場合、本グリーン調達基準書（別紙、環境管理物質一覧を含む）記載のハロゲン物質の基準が適用されます。

VI. 用語の説明

(1) 環境管理物質

部品・製品及び副資材などに含有される化学物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響を持つと、コパルが判断した有害な化学物質。

(2) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、添付、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・デバイスまたは、それらに使用される材料に残存すること。

(3) 環境物質管理対象

環境法規制および顧客要求事項の環境関連物質の規制を表し、管理を徹底するために対象部品・製品の図面、仕様書などの要求文書に押印または印刷表示する

(4) ハロゲン物質

ハロゲン物質を特に規制する場合は、対象部品・製品の図面、仕様書などの要求文書に「ハロゲンフリー対応のこと」と記載する。

(5) 均質物質

全体的に一様な組成からなる物質。物理的に解体できない構成単位。

例) ニッケルメッキの部品：素材とニッケルメッキ皮膜のそれぞれが均質物質となる。

FPC組立：基材フィルム、カバーレイフィルム、銅箔、接着剤、メッキ等のそれぞれが均質物質となる。

(6) ICP データ

誘導結合 - プラズマ発光分光分析装置（ICP-AES、ICP-OES）、誘導結合 - プラズマ質量分析装置（ICP-MS）何れかによる測定データ。なお、原子吸光分析装置（AAS）、イオンクロマトグラフィーによる測定データも総称し、環境管理物質の分析データを ICP データという。

(7) プラスチック

有機合成高分子物質より形成されている材料。

プラスチック、ゴム、接着剤、塗料、インク、潤滑剤、テープ、繊維、フィルム等。

(8) 副資材

部品・製品に使用される、潤滑剤、接着剤、インク、無鉛半田、粘着テープ等を言う。

(9) SVHC(高懸念物質)

REACH 規則で使用や上市に際して認可が必要になるが、含有濃度が 0.1wt% を超える場合は情報提供などの義務が発生する。

(10) chemSHERPA

製品に含有される化学物質情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に運用するため、経済産業省主導でアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が開発したデータ作成支援ツールの名称。

chemSHERPA は 2 つの形式が有る

chemSHERPA-AI : 部品等、形の有る物の報告用

chemSHERPA-CI : 材料、オイル、接着剤等の報告用

詳細は JAMP のホームページ参照 <https://chemsherpa.net/>

(11) 紛争鉱物

アフリカ諸国などの紛争地域で採掘された鉱物資源のこと。特に米国金融規制改革法（ドッド・フランク法）は、規制対象の鉱物資源を、すず、タンタル、タングステン、金（3TG）の 4 物質を紛争鉱物と定義。2010 年 7 月に成立した金融規制改革法（ドッド・フランク法）1502 条は、米国に上場する企業は、これらを使用した製品を製造、委託製造しているか否かについて、米国証券取引委員会（SEC）に報告し、かつホームページで開示することが義務付けられている。そのため、サプライチェーンを辿って DRC から紛争鉱物を購入していないことを確認する必要がある。調査には「責任ある鉱物イニシアチブ（RMI）」が作成した調査シート「CMRT」を使用して回答する。

VII 環境管理物質リスト

環境管理物質は別紙「環境管理物質付属書」を参照願います。

問合せ先

日本電産コパル株式会社

品質管理部

TEL:03-3965-1174

